○香美市旅客運送事業者物価高騰対策臨時支援金給付要綱

令和８年11月16日

告示第205号

香美市旅客運送事業者物価高騰対策臨時支援金給付要綱を次のように定める。

（趣旨）

第１条　この告示は、燃料費等の物価高騰の影響により経費負担の増加に直面している旅客運送事業者の経営を支援し、もって地域交通の維持を図ることを目的として実施する、香美市旅客運送事業者物価高騰対策臨時支援金（以下「支援金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　旅客運送事業　道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第３条第１号ロ及びハに規定の事業をいう。

(2)　旅客運送事業者　申請日において、法第４条第１項の許可を受けて前号の事業を実施する者をいう。

(3)　自動車　法第２条第６項に規定する自動車をいう。

(4)　貸切バス車両　法第３条第１号ロに規定の一般貸切旅客自動車運送事業に使用する自動車をいう。

(5)　タクシー車両　法第３条第１号ハに規定の一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を含む)に使用する自動車をいう。

（対象となる者）

第３条　支援金の給付対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、旅客運送事業者であって、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1)　本市に旅客運送事業に係る本店若しくは事業所を有する法人又は本市の住民基本台帳に記録されている個人事業者であること。

(2)　令和８年10月１日時点において旅客運送事業を営んでおり、かつ、令和９年３月31日以降も当該事業を継続する見込みがあること。

２　前項の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付対象としない。

(1)　香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第４条各号のいずれかに該当すると認められる場合

(2)　香美市税の滞納がある場合

(3)　破産、特別清算その他の倒産等に係る法律上の手続の開始について申立てをした場合

（支援金額の算定）

第４条　支援金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1)　20万円に給付対象者が所有する貸切バス車両の台数（令和８年10月１日において、国土交通省四国運輸局又は同局高知運輸支局に届出、報告等されている台数（同年10月２日から申請日までに給付対象者が法第36条第１項の認可を受けて一般旅客自動車運送事業を譲り受け、同条第２項の認可を受けて法人の合併をし、又は法第37条第１項の認可を受けて一般旅客自動車運送事業を承継した場合は、これにより増加した台数を加算した台数）をいう。）の合計数を乗じて得た額

(2)　10万円に給付対象者が所有するタクシー車両の台数（令和８年10月１日において、国土交通省四国運輸局又は同局高知運輸支局に届出、報告等されている台数（同年10月２日から申請日までに給付対象者が法第36条第１項の認可を受けて一般旅客自動車運送事業を譲り受け、同条第２項の認可を受けて法人の合併をし、又は法第37条第１項の認可を受けて一般旅客自動車運送事業を承継した場合は、これにより増加した台数を加算した台数）をいう。）の合計数を乗じて得た額

（支援金の給付申請）

第５条　支援金の給付を受けようとする給付対象者は、香美市旅客運送事業者物価高騰対策臨時支援金給付申請書兼請求書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（申請期間）

第６条　前条の規定による申請の期間は、令和８年11月16日から令和９年１月31日までとする。

（給付可否及び額確定の通知）

第７条　市長は、予算の範囲内で支援金を給付するものとし、第５条の規定による給付申請書兼請求書の提出があったときは、内容を審査のうえ、給付の可否を決定する。

２　前項の規定により給付を決定した場合、給付すべき支援金の額を確定し、香美市旅客運送事業者物価高騰対策臨時支援金給付決定及び額確定通知書（様式第２号）により、当該申請者へ通知するものとする。

３　第１項の規定により給付を行わないことを決定した場合、香美市旅客運送事業者物価高騰対策臨時支援金不給付決定通知書（様式第３号）により、当該申請者へ通知するものとする。

（支援金の支給）

第８条　市長は、前条の規定により、支援金の給付を決定したときは、速やかに支援金を給付するものとする。

（旅客運送状況の報告）

第９条　第７条の規定により支援金の給付決定通知を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、香美市旅客運送事業者物価高騰対策臨時支援金旅客運送状況報告書（様式第４号）を作成し、令和９年４月20日までに市長に提出しなければならない。

（給付決定の取消し）

第10条　市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（支援金の返還）

第11条　市長は、前条の規定により支援金の給付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が給付されているときは、給付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（調査等）

第12条　市長は、支援金の給付に関し必要があると認めるときは、給付決定者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補則）

第13条　この告示に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年11月16日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和９年４月30日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に給付決定を受けた支援金については、なお従前の例による。